

令和元年度

第5回 定期監査報告書

南相馬市監査委員

## 目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	1
6	監査の期間	2
7	監査の実施場所及び実施日	2
8	監査の結果	2

### 指摘事項

1	総合病院経営管理課・事務課	2
(1)	未収金の適正な把握及び管理がされていないもの	

### 指導事項

1	総合病院事務課	3
(1)	行政財産使用料の算定に誤りがあるもの	
2	小高区市民総合サービス課	3
(1)	土地賃貸借料の支出負担行為及び支出命令に遅延が生じていたもの	

### 検討事項等

なし

## 南相馬市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和2年2月26日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

### 記

#### 1 監査の種類

定期監査（1月実施分）

#### 2 監査の対象

対象部局等	対象課等
復興企画部	被災者支援課
経済部	農政課、農林整備課
総合病院	事務課、経営管理課、総合病院附属小高診療所
小高区	地域振興課、市民総合サービス課
保育園	原町あずま保育園、原町さくらい保育園

#### 3 監査の範囲

平成31年4月から令和元年10月に実施した事務事業

#### 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

#### 5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

## 6 監査の期間

令和元年11月29日～令和2年1月27日まで

## 7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和2年1月23日(木)	被災者支援課	監査委員事務局
	小高区地域振興課	小高区役所
	農林整備課	
令和2年1月24日(金)	農政課	小高区役所
	小高区市民総合サービス課	小高区役所
	総合病院	総合病院
	小高診療所	小高診療所
令和2年1月27日(月)	原町あずま保育園	原町あずま保育園
	原町さくらい保育園	原町さくらい保育園

## 8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

### 指摘事項

#### 1. 総合病院経営管理課・事務課

##### (1) 未収金の適正な把握及び管理がなされていないもの

個人未収金の管理に関しては、患者等の医療費に係る債権を医事会計システムで個人ごとに管理しており、医事会計システムにおける未収金額がその明細となります。

財務会計システムでは、毎日の個人別未収金、収入額、それらの変更額等の合計額を集計して管理されています。

この二つのシステムは直接連動していませんが、両システムにおける未収金額は本来一致しなければなりません。しかし、今回確認をしたところ、両者に差異が生じていました。

財務会計システムにおける個人未収金については医事会計システムのものと突合し、一致させる必要がありますので、必要な措置を速やかに図ってください。

## 指 導 事 項

### 1 . 総合病院事務課

#### ( 1 ) 行政財産使用料の算定に誤りがあるもの

行政財産使用料については、市行政財産使用料条例第 2 条による「別表（第 2 条関係）」の規定に基づき算定を行います。

今回、行政財産の使用料算定状況を確認したところ、入院患者用日用品のレンタルサービスに係る行政財産使用料について、平成 3 1 年度分は 1 1 9 , 7 4 7 円、平成 3 0 年度分は 9 5 , 4 4 4 円の過少徴収となっていました。

これは、平成 3 1 年度分については、行政財産使用料の算定に当たり、計算用シートを使用していますが、本来であれば、年度当初の建物価格で計算するべきところ、誤って年度末の建物価格により計算をしてしまったこと、また、計算シートの数式に誤りがあったことによるものです。平成 3 0 年度については、同じく計算シートの数式に誤りがあったことによるものです。

関係法令に基づき、適正な金額で徴収してください。

#### 【関係法令】

南相馬市行政財産使用料条例（抜粋）

（使用料の免除）

#### 第 2 条

使用料の額は、別表のとおりとする。

#### 別表（第 2 条関係）【抜粋】

区分	使用料	
	単位	額
建物	1 平方メートルにつき 1 日	市有地上にある建物にあっては、次の算式により算出された額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額 市有財産台帳に記載された 1 平方メートル当たりの建物の価格 × ( 6 / 1 0 0 ) × ( 1 / 3 6 5 ( 又は 3 6 6 ) )

行政財産使用料については、10 月 1 日で 100 分の 110 に率を改正

行政財産使用許可を行った時点（平成 31 年 4 月 1 日、平成 30 年 4 月 1 日）は 100 分の 108

### 2 . 小高区市民総合サービス課

#### ( 1 ) 土地賃貸借料の支出負担行為及び支出命令に遅延が生じていたもの

市では、特別養護老人ホーム施設用地として使用するため、土地所有者と賃貸借契約を締結しており、その契約に基づき、賃借料の支払いをしています。

今回、予算執行状況を確認したところ、土地賃貸借料に係る支出負担行為について、本来であれば、平成 3 1 年 4 月 1 日付で行うべきところ約 8 か月の遅延となっていました。また、契約に基づく第 1 回目の支払いについて、9 月末日まで支払わなければ

ならないところ、監査実施時点（令和2年1月24日）において、事務手続がされておらず未払いとなっていました。

これは、土地所有者が亡くなったため、相続人と新たに契約を締結する準備を進めていましたが、担当者が長期病休のため不在となったことから、契約手続が保留となってしまうていたこと、また、変更となった所有者と契約締結した後でなければ、賃借料を支払えないと思い込んでいたことによるものです。

今後については、関係法令に即した適正な事務処理に努めてください。なお、担当者が不在であっても事務が滞ることがないように、業務の進捗確認を定期的に行い、未了や遅延が発見された場合には、速やかに処理を進めるようにしてください。

## 検 討 事 項

なし

監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

指摘事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

指導事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの

検討事項等（意見）...特別に検討等を必要とするもの